

大阪市立小学校体育館空調設備整備事業 事業契約書(案) 新旧対照表

令和7年5月19日付けで公表した事業契約書(案)(修正版)について以下の点を修正した。

No.	頁	項番				修正前	修正後
1	3	8条	3項			3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、サービス対価総額の10分の1以上とし、第2項の保証に係る保証の額は、維持管理のサービス対価総額の10分の1以上としなければならない。	3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、 <u>設計・施工等</u> のサービス対価総額の10分の1以上とし、第2項の保証に係る保証の額は、維持管理のサービス対価総額の10分の1以上としなければならない。